

ひょうご安心ブランド農産物（共通） 審査基準

1 対象食品

(1) 食品名：農産物（共通）

(2) 上記(1)の要件

環境創造型農業を実践していること。

2 確認事項

(1) 個性・特長

次の事項により、個性・特長としての妥当性が確認できること。

① 生産方法

環境創造型農業の実践により、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を慣行の50%以上低減していること。又は、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）（以下「JAS法」という。）に基づき、有機農産物の農林規格による有機農産物の表示が可能なもの。

ア 土づくり技術の導入

(ア)たい肥等有機質資材施用、(イ)緑肥作物利用

イ 化学肥料低減技術の導入

(ア)局所施用、(イ)肥効調節型肥料施用、(ウ)有機質肥料施用、

(エ)その他（その作物特有の技術に限る）

ウ 化学合成農薬低減技術の導入

(ア)温湯種子消毒、(イ)機械除草、(ウ)除草用動物利用、(エ)生物農薬利用、

(オ)対抗植物利用、(カ)抵抗性品種栽培・台木利用、(キ)天然物質由来農薬利用、

(ク)土壌還元消毒、(ケ)熱利用土壌消毒、(コ)光利用、(ク)被覆栽培、

(シ)フェロモン剤利用、(ス)マルチ栽培、(セ)その他（その作物特有の技術に限る）

(2) 安全性の確保

ア 農薬を使用した場合は、その残留量が食品衛生法に規定されている残留農薬基準の1/10以下であるもの。

イ 生産者が適切な生産基準¹に基づいた栽培を行っていること。

1 適切な生産基準の例：JA等が作成した病害虫防除暦等²

2 普及センター等による監修が行われ、「兵庫県農作物病害虫・雑草防除指導指針」の内容を遵守（農薬取締法による使用基準を遵守）しているもの。

ウ 生産ほ場は周辺から農薬等が飛来しないように区分又は措置を講じていること。

(3) 安心感の醸成

～ を全て満たすこと。

兵庫県内の農業協同組合、農業経営を営む法人又は3戸以上の農家等で構成する生産集団、教育・研究機関（農業高校、農業大学校、大学等）又は別に定めるものが生産する農産物であること。

上記の生産集団等に栽培責任者及び確認責任者を設置していること。

生産者が、栽培管理や出荷の状況を記録して保管（出荷・販売終了後3年間）し、消費者や取引先からの問い合わせ等に応じて開示できる体制となっていること。

別表（要領第5条関係）

ひょうご安心ブランド食品審査基準

生産集団構成員に対して生産方法等についての研修を定期的を実施していること。

兵庫県食品トレーサビリティガイドライン（ステップ2：ロット管理の実施）に基づく取引情報が整備されていること。

別に定めるもの

ア 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく登録認定機関により認定を受けた有機農産物（きのこ類を除く）の生産工程管理者（ただし、「JAS法」による有機農産物の表示が可能な農産物に限る）

イ 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、持続性の高い導入方式の導入計画の認定を受けている者（ただし、「ガイドライン」による特別栽培農産物の表示が可能な農産物に限る）